

平成31年第1回（3月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第14号	平成30年度上越市一般会計補正予算(第6号)	福祉課ほか	1~14
議案第15号	平成30年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	国保年金課	15
議案第18号	平成30年度上越市介護保険特別会計補正予算(第3号)	高齢者支援課	16~17
議案第21号	平成30年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	国保年金課	18
議案第22号	平成30年度上越市病院事業会計補正予算(第1号)	健康づくり推進課 地域医療推進室	19
議案第32号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	20~21
議案第33号	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について	こども課	22~23
議案第34号	上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について	福祉交流プラザ	24~26
議案第41号	上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について	福祉課	27~28
議案第42号	市民いこいの家条例の一部改正について		29~30
議案第43号	上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	健康づくり推進課 地域医療推進室	31~33
議案第44号	上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について		34~35
議案第67号	工事請負契約の締結について((仮称)名立区新保育園新築工事)	契約検査課 保育課	36~37
議案第1号	平成31年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	38~222
議案第2号	平成31年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	223~231
議案第3号	平成31年度上越市診療所特別会計予算	健康づくり推進課 地域医療推進室	232~236

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第6号	平成31年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	237～255
議案第9号	平成31年度上越市後期高齢者医療特別会計予算	国保年金課	256～260
議案第10号	平成31年度上越市病院事業会計予算	健康づくり推進課 地域医療推進室	261～263

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者数や利用者数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	福祉課

歳出科目 (P60~P61)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	24,444	12,854	37,298

主な補正財源		主な経費	
寄附金	12,820	積立金	12,854
一般財源	34		

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
寄附金	社会福祉費寄附金 (社会福祉施設整備費寄附金)	0	12,820	12,820
一般財源		0	34	34
合計		0	12,854	12,854

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	0	12,854	12,854

<積立金に係る寄附金の状況>

区分	内訳		金額(円)	合計(円)
平成29年度寄附金 (平成30年1月~3月分)	個人	3件	32,260	32,260
	団体	0件	0	
平成30年度寄附金 (平成30年4月~平成31年1月分)	個人	5件	12,500,000	12,820,841
	団体	3件	320,841	
合計	個人	8件	12,532,260	12,853,101
	団体	3件	320,841	

<参考>上越市社会福祉施設整備基金の状況

(単位：円)

平成29年度末 現在高 (A)	平成30年度 積立(見込み) (B)	平成30年度 取り崩し (C)	平成30年度末 現在高(見込み) (A)+(B)-(C)
420,139,688	12,853,101	3,817,000	429,175,789

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P60~P61)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉交流プラザ管理運営費	53,799	△6,000	47,799

主な補正財源		主な経費	
市債	△6,000	工事請負費	△6,000

【補正理由】

福祉交流プラザの北棟屋上防水改修工事の完了に伴い予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
市債	福祉交流プラザ改修事業	11,800	△6,000	5,800
一般財源		1,951	0	1,951
合計		13,751	△6,000	7,751

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
工事請負費	13,751	△6,000	7,751

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P60~P61)	3款1項3目	障害福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
重度心身障害者医療費助成事業	466,886	6,787	473,673

主な補正財源		主な経費	
県支出金	3,393	扶助費	6,787
一般財源	3,394		

【補正理由】

平成29年9月の県の制度改正により対象となった、精神障害者保健福祉手帳1級所持者に係る医療費が、当初の見込みを上回ることから増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	民生費県補助金 (重度心身障害者医療費助成事業 補助金)	206,596	3,393	209,989
一般財源		250,700	3,394	254,094
合計		457,296	6,787	464,083

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	重度心身障害者医療費助成費	457,296	6,787	464,083

精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 193人

(平成31年1月末日現在)

歳出科目 (P60~P61)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
障害者施設助成事業	44,445	△20,000	24,445

主な補正財源		主な経費	
市債	△10,000	負担金補助及び交付金	
一般財源	△10,000		△20,000

【補正理由】

障害福祉サービス事業所整備事業について、整備を予定していた事業所の年度内の事業着工が見込めないことから予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
市債	障害福祉サービス事業所整備事業	10,000	△10,000	0
一般財源		10,000	△10,000	0
合 計		20,000	△20,000	0

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	障害福祉サービス事業所整備事業費補助金	20,000	△20,000	0

※ 平成31年度当初予算に事業費として同額を計上

歳出科目 (P60~P61)	3款1項4目	障害者自立支援費
----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	3,794,518	△79,718	3,714,800

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△41,987	扶助費	△79,718
県支出金	△20,997		
一般財源	△16,734		

【補正理由】

介護給付・訓練等給付事業において、生活介護などの各サービスについて、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	1,849,545	△41,987	1,807,558
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	924,777	△20,997	903,780
一般財源		923,300	△16,734	906,566
合計		3,697,622	△79,718	3,617,904

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	居宅介護	230,946	3,776	234,722
	生活介護	1,378,100	△106,222	1,271,878
	療養介護	155,093	△7,772	147,321
	短期入所	146,828	△8,391	138,437
	放課後等デイサービス	224,570	△16,154	208,416
	就労移行支援	159,610	△16,787	142,823
	就労継続支援 (B型)	691,254	14,464	705,718
	自立訓練・宿泊型自立訓練	97,590	40,812	138,402
	グループホーム	293,557	△9,338	284,219
	施設入所支援	320,074	25,894	345,968
合計		3,697,622	△79,718	3,617,904

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P60~P63)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ふれあいランチサービス事業	79,368	△7,156	72,212

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△2,564	委託料	△7,156
一般財源	△4,592		

【補正理由】

配食数が当初の見込みを下回ることから、予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
諸収入	ふれあいランチサービス自己負担金	27,036	△2,564	24,472
市債	過疎地域自立促進特別事業	8,600	0	8,600
一般財源		43,732	△4,592	39,140
合計		79,368	△7,156	72,212

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
役務費	公金取扱手数料 (口座振替手数料)	56	0	56
委託料	ふれあいランチサービス事業委託料	79,312	△7,156	72,156
合計		79,368	△7,156	72,212

<配食数>

(単位：食)

当初	実績見込み	比較増減
80,718	72,646	△8,072

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P62~P63)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,329,731	△33,118	2,296,613

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△16,841	負担金補助及び交付金	
一般財源	△16,277		△10,664
		繰出金	△22,454

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合による事務費負担金の納付額確定に基づき負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	349,232	△16,841	332,391
一般財源		1,980,499	△16,277	1,964,222
合計		2,329,731	△33,118	2,296,613

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	事務費負担金	95,247	△10,664	84,583
	療養給付費負担金	1,722,083	0	1,722,083
繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金	512,401	△22,454	489,947
合計		2,329,731	△33,118	2,296,613

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P62~P63)	3款1項7目	リゾートセンター費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
くるみ家族園管理運営費	74,457	△238	74,219

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△238	工事請負費	△4,361
		補償、補填及び賠償金	4,123

【補正理由】

給水・給湯設備改修工事に伴う休業期間の営業補償として、指定管理者への補填金を計上するほか、当該工事の完了に伴い予算を整理するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	給水・給湯設備改修工事	50,704	△4,361	46,343
補償、補填 及び賠償金	指定管理者営業補填金	0	4,123	4,123
合計		50,704	△238	50,466

＜営業補填金の算定方法等＞

指定管理者：株式会社 メディカル&ケア

休業期間：平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

算定方法：休業しなかった場合の当初計画収支額に、休業に伴い発生した赤字額を加えて補填額を算出

区分	当初計画収支額 (A)	休業に伴い発生した 赤字額(見込み) (B)	補填額 (A+B)
11月分	79	738	817
12月分	△553	1,296	743
1月分	527	508	1,035
2月分	732	796	1,528
合計	785	3,338	4,123

※収入は、指定管理委託料、利用料金、接骨院診療収入など

※支出は、職員人件費、光熱水費、施設設備点検委託料など

提出課	こども課
-----	------

歳出科目 (P62 ~ P63)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童扶養手当給付事業	655,100	△33,385	621,715

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△11,128	扶助費	△33,385
一般財源	△22,257		

【補正理由】

児童扶養手当給付費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童扶養手当給付費負担金	216,639	△11,128	205,511
一般財源		433,280	△22,257	411,023
合 計		649,919	△33,385	616,534

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童扶養手当給付費	649,919	△33,385	616,534

<支給世帯数>

(単位：世帯)

当 初	実績見込み	比較増減
1,337	1,327	△10

<1世帯当たり年間支給額>

(単位：円)

当 初	実績見込み	比較増減
485,700	464,607	△21,093

歳出科目 (P62~P63)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	2,862,638	△32,515	2,830,123

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△26,726	扶助費	△32,515
県支出金	△2,895		
一般財源	△2,894		

【補正理由】

児童手当費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	1,992,659	△26,726	1,965,933
県支出金	児童手当交付金	429,780	△2,895	426,885
一般財源		429,781	△2,894	426,887
合 計		2,852,220	△32,515	2,819,705

(歳出)

区 分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	2,852,220	△32,515	2,819,705

<支給対象延べ児童数>

(単位：人)

当 初	実績見込み	比較増減
256,789	255,200	△1,589

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P62~P63)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所施設整備事業	899,712	△68,191	831,521

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△3,233	委託料	△1,556
市債	△61,900	工事請負費	△62,762
一般財源	△3,058	備品購入費	△3,554
		補償、補填及び賠償金	△319

【補正理由】

なおえつ保育園の新築工事費及び備品購入費、(仮称)名立区新保育園の建設用地の造成工事費等が確定したことから、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	社会資本整備総合交付金	229,499	△3,233	226,266
市債	保育園整備事業	623,700	△61,900	561,800
一般財源		39,834	△3,058	36,776
合計		893,033	△68,191	824,842

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	18,834	△1,556	17,278
工事請負費	849,806	△62,762	787,044
備品購入費	22,793	△3,554	19,239
補償、補填及び賠償金	1,600	△319	1,281
合計	893,033	△68,191	824,842

歳出科目 (P62~P65)	3款2項3目	母子福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
母子生活支援施設運営費	47,306	△9,158	38,148

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△4,613	委託料	△9,158
県支出金	△2,306		
一般財源	△2,239		

【補正理由】

私立母子生活支援施設委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	母子生活支援施設措置費負担金	22,311	△4,613	17,698
県支出金	母子生活支援施設措置費負担金	11,155	△2,306	8,849
一般財源		11,158	△2,239	8,919
合計		44,624	△9,158	35,466

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	私立母子生活支援施設委託料	44,624	△9,158	35,466

<措置世帯数>

(単位：世帯)

区分	当初	実績見込み	比較増減
月平均措置世帯数	14	8	△6

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P64~P65)	3款3項2目	扶助費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
扶助費	1,980,000	△209,000	1,771,000

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	5,250	一般財源	△241,731
県支出金	2,981	扶助費	△209,000
諸収入	24,500		

【補正理由】

生活保護費において、医療扶助費などの各扶助費について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	生活保護費負担金	1,479,000	5,250	1,484,250
県支出金	生活保護費負担金	30,000	2,981	32,981
諸収入	生活保護法による保護費返納金等	8,000	24,500	32,500
一般財源		463,000	△241,731	221,269
合計		1,980,000	△209,000	1,771,000

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	生活扶助費	559,000	△58,000	501,000
	住宅扶助費	187,000	5,000	192,000
	教育扶助費	11,000	△3,000	8,000
	介護扶助費	89,000	7,000	96,000
	医療扶助費	1,009,000	△174,000	835,000
	出産扶助費	500	3,500	4,000
	生業扶助費	4,000	1,000	5,000
	葬祭扶助費	400	600	1,000
	施設事務費	119,300	7,700	127,000
	就労自立給付金等	800	1,200	2,000
合計		1,980,000	△209,000	1,771,000

歳出科目 (P64~P65)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
がん予防推進事業	165,852	△8,845	157,007

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△747	委託料	△8,845
一般財源	△8,098		

【補正理由】

がん検診業務委託料について、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
諸収入	健康づくり推進課雑入 (各種がん検診自己負担金)	22,286	△747	21,539
一般財源		131,194	△8,098	123,096
合計		153,480	△8,845	144,635

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	がん検診業務委託料	141,784	△8,845	132,939
	モバイルサイト維持管理委託料 ほか	11,696	0	11,696
合計		153,480	△8,845	144,635

<がん検診業務委託料の見込み>

項目	当初		実績見込み		比較増減	
	人数 (人)	予算額 (千円)	人数 (人)	見込額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)
胃がん検診	9,000	42,728	7,850	37,269	△1,150	△5,459
大腸がん検診	15,000	27,474	14,750	27,016	△250	△458
肺がん検診	18,500	13,483	18,200	12,814	△300	△669
喀痰検診	500	1,645	400	1,316	△100	△329
子宮がん検診	6,100	29,859	5,980	28,734	△120	△1,125
乳がん検診	4,900	16,511	4,700	15,946	△200	△565
前立腺がん検診	4,200	10,084	4,100	9,844	△100	△240
合計	58,200	141,784	55,980	132,939	△2,220	△8,845

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	国保年金課

平成30年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

保険基盤安定負担金の交付決定及び財政安定化支援事業繰出金の確定にあわせて一般会計繰入金を増額するとともに、歳入歳出の収支の均衡を図るために予備費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

(単位：千円)

款	区分	補正前	補正額	補正後
7	繰入金	1,264,839	15,040	1,279,879

(歳出)

款	区分	補正前	補正額	補正後
9	予備費	1,000	15,040	16,040

<歳入の内訳>

○繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金	△3,632
		その他一般会計繰入金	18,672

<歳出の内訳>

○予備費	予備費	15,040
------	-----	--------

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第18号
提出課	高齢者支援課

平成30年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 総務費について、介護認定審査会の開催回数が当初の見込みを下回ることなどから、予算を整理するもの
- (3) 保険給付費及び地域支援事業費について、実績見込みにあわせてそれぞれ補正をするもの
- (4) 保険者機能強化推進交付金の交付決定を受けたことから財源を組み替えるもの
- (5) 歳入歳出の収支の均衡を図るため基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

（歳入）

（単位：千円）

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	4,752,534	13,866	4,766,400
3	国庫支出金	5,421,905	44,498	5,466,403
4	支払基金交付金	5,966,637	4,823	5,971,460
5	県支出金	3,282,649	1,086	3,283,735
7	繰入金	3,459,310	△52,003	3,407,307

（歳出）

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	388,907	△5,600	383,307
2	保険給付費	21,534,938	△6,473	21,528,465
3	地域支援事業費	858,175	24,343	882,518

<歳入の内訳>

○保険料	介護保険料	13,866
○国庫支出金	介護給付費負担金	△191
	調整交付金	△2,770
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,867
	保険者機能強化推進交付金（※）	42,592
○支払基金交付金	介護給付費交付金	△1,747
	地域支援事業支援交付金	6,570
○県支出金	介護給付費負担金	△1,957
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,043
○繰入金	一般会計繰入金	△3,366
	基金繰入金	△48,637

<歳出の内訳>

○総務費	介護認定審査会費	△5,600
○保険給付費	居宅介護サービス給付費	△194,913
	特例居宅介護サービス給付費	△14,665
	地域密着型介護サービス給付費	215,135
	施設介護サービス給付費	5,097
	居宅介護サービス計画給付費	△17,878
	高額介護サービス費	15,235
	特定入所者介護サービス費	△14,484
○地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	24,343

※保険者機能強化推進交付金について

平成29年介護保険法改正により、平成30年度から創設された国の交付金。

保険者における高齢者の自立支援・重症化予防等の取組を推進することを目的に交付されるもので、達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定した上で、財政的インセンティブが付与されるもの。

なお、評価項目は、「PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」、「自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」及び「介護保険の運営の安定化に資する施策の推進」で構成されており、このたびの評価結果において、上越市は県内第1位となった。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第21号
提出課	国保年金課

平成30年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するもの
- (3) 後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回るほか、保険基盤安定負担金の交付決定に伴い増額するもの

【補正内容】

（歳入）

（単位：千円）

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	1,446,763	32,026	1,478,789
4	繰入金	512,401	△22,454	489,947

（歳出）

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,914,128	9,572	1,923,700

<歳入の内訳>

○後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料現年度分	20,657
	普通徴収保険料現年度分	11,369
○繰入金	保険基盤安定繰入金	△22,454

<歳出の内訳>

○後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	9,572
-----------------	----------------	-------

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第22号
提 出 課	健康づくり推進課 地域医療推進室

平成30年度上越市病院事業会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

上越地域医療センター病院の改築に向けた基本計画策定支援委託業務について、年度内の完了が見込めないことから、契約期間を延長することに伴い、債務負担行為を設定するとともに、委託料を減額するもの

また、本年度に実施することとしていた地質調査を始めとする各種委託業務について、基本計画の策定状況を踏まえて実施時期を見直すこととし、委託料を減額するもの

【補正内容】

(1) 収益的収支

(支出)

(単位：千円)

款・項・目	補正前	補正額	補正後
病院事業費用	2,698,967	△14,991	2,683,976
1 医業費用	2,516,100	△14,991	2,501,109
2 経費	2,352,309	△14,991	2,337,318

(債務負担行為)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
上越地域医療センター病院基本計画策定支援業務委託料	平成30年度から 平成31年度まで	14,991

(2) 資本的収支

(支出)

(単位：千円)

款・項・目	補正前	補正額	補正後
資本的支出	236,213	△21,810	214,403
1 建設改良費	35,155	△21,810	13,345
1 施設整備費	24,288	△21,810	2,478

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第32号
提 出 課	高齢者支援課

上越市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、低所得者に係る保険料の更なる軽減を図るもの

2 改正内容

(1) 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る介護保険法施行令第39条第1項第1号から第3号までに掲げる者の保険料を次に定める額とする。

(第8条関係)

ア 介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者 2万1,400円

イ 介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 3万円

ウ 介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 4万1,700円

(2) (1)の改正は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

規則で定める日

4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(第1号被保険者の保険料率)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号から第3号までに該当する者の保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に該当する者 2万1,400円</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号に該当する者 3万円</u></p> <p>(3) <u>第1項第3号に該当する者 4万1,700円</u></p>	<p>(第1号被保険者の保険料率)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,300円とする。</u></p>

【参考】介護保険料一覧

※介護保険料の賦課が年度単位であることから、平成 31 年度については、平成 32 年度以降の完全実施時における軽減幅の 2 分の 1 に設定し、12 か月で実施。

段階	負担割合 軽減	所得段階の要件	負担 割合	保険料 年額 (円)
第 1 段階	軽減前	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下で市民税世帯非課税の人	0.40	31,200
	一部実施 (平成 27 年 4 月)		0.35	27,300
	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)		0.275	21,400
	完全実施 (平成 32 年度)		0.20	15,600
第 2 段階	軽減前	市民税世帯非課税かつ第 1 段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円以下の人	0.51	39,700
	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)		0.385	30,000
	完全実施 (平成 32 年度)		0.26	20,300
第 3 段階	軽減前	市民税世帯非課税かつ第 1 段階の対象者以外で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	0.56	43,600
	軽減幅 1/2 (平成 31 年度)		0.535	41,700
	完全実施 (平成 32 年度)		0.51	39,700
第 4 段階		市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	0.92	71,600
第 5 段階（基準額）		市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人（世帯内に市民税課税者がいる場合）	1.00	77,800
第 6 段階		市民税課税で合計所得金額が 50 万円未満の人	1.15	89,500
第 7 段階		市民税課税で合計所得金額が 50 万円以上 125 万円未満の人	1.20	93,400
第 8 段階		市民税課税で合計所得金額が 125 万円以上 160 万円未満の人	1.34	104,300
第 9 段階		市民税課税で合計所得金額が 160 万円以上 200 万円未満の人	1.35	105,100
第 10 段階		市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満の人	1.65	128,400
第 11 段階		市民税課税で合計所得金額が 250 万円以上 350 万円未満の人	1.95	151,800
第 12 段階		市民税課税で合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満の人	2.25	175,100
第 13 段階		市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の人	2.60	202,300
第 14 段階		市民税課税で合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の人	2.70	210,100
第 15 段階		市民税課税で合計所得金額が 900 万円以上の人	2.80	217,900

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第33号
提 出 課	こども課

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

1 改正理由

疾病の早期の発見と治療の促進並びに子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、妊産婦に係る医療費について、本年9月から対象者の所得要件を撤廃するとともに、自己負担額を助成し、完全無料化するもの

2 主な改正内容

- (1) 助成対象者となる妊産婦の要件から、「重度心身障害者医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の助成対象者でないことや、本人及びその配偶者が市民税の所得割が非課税であることを除外する。(第3条関係)
- (2) 医療費等を助成する場合に、妊産婦が医療費の自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合を加える。(第6条関係)
- (3) 妊産婦が県内の保険医療機関等において療養又は指定訪問介護を受けるときの助成の申請方法について、当該保険医療機関等での受給資格証の提示により市長に対する申請を不要とする。(第7条関係)
- (4) (1)から(3)までの改正は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

平成31年9月1日

4 上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) _____出生した日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(以下「就学前児童」という。)以外の子どもの保護者に対しては、市が重度の障害者に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</p> <p>(5) _____就学前児童以外の子どもの保護者に対しては、市がひとり親家庭等に対して行う医療費の助成を受けること</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>妊産婦及び</u>出生した日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(以下「就学前児童」という。)以外の子どもの保護者に対しては、市が重度の障害者に対して行う医療費の助成を受けることができないこと。</p> <p>(5) <u>妊産婦及び</u>就学前児童以外の子どもの保護者に対しては、市がひとり親家庭等に対して行う医療費の助成を受けること</p>

改 正 案	改 正 前
<p>ができないこと。</p> <p>(削除)</p> <p>(受給資格証の交付申請)</p> <p>第4条 前条_____に規定する助成対象者で、助成を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に受給資格証の交付申請をしなければならない。</p> <p>(医療費等の助成)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額(妊産婦及び就学前児童の保護者である受給資格者)にあつては、当該支払額)を助成する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第7条 受給資格者が前条に規定する助成を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。ただし、同条第3項に該当しない場合で県内の保険医療機関等(医科、歯科、薬局又は指定訪問看護事業者に限る。)において対象妊産婦及び対象児が療養又は指定訪問看護を受けるときは、当該保険医療機関等での受給資格証の提示により市長に対する申請を要しないものとする。</p>	<p>ができないこと。</p> <p><u>(6) 妊産婦にあつては、当該妊産婦及びその配偶者の市町村民税の所得割が非課税であること。</u></p> <p><u>2 前項第6号の所得割は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定するものとする。</u></p> <p>(受給資格証の交付申請)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する助成対象者で、助成を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に受給資格証の交付申請をしなければならない。</p> <p>(医療費等の助成)</p> <p>第6条 市長は、受給資格者が医療費につき自己負担額を支払わなければならない場合又は支払った場合において、当該支払額から一部負担金の額を控除して得た額(____就学前児童の保護者である受給資格者)にあつては、当該支払額)を助成する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第7条 受給資格者が前条に規定する助成を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。ただし、前条第3項に該当しない場合で県内の保険医療機関等(医科、歯科、薬局又は指定訪問看護事業者に限る。)において_____対象児が療養又は指定訪問看護を受けるときは、当該保険医療機関等での受給資格証の提示により市長に対する申請を要しないものとする。</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第34号
提出課	福祉交流プラザ

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

健康福祉分野に係る相談機能を集約し、障害のある人を含む子どもから高齢者までの切れ目のない支援体制の強化を図るため、すこやかにくらし包括支援センターを福祉交流プラザに移転するもの

2 改正内容

すこやかにくらし包括支援センターに係る規定を加える。(第3条、第5条、第6条関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

4 上越市福祉交流プラザ条例改正案新旧対照表

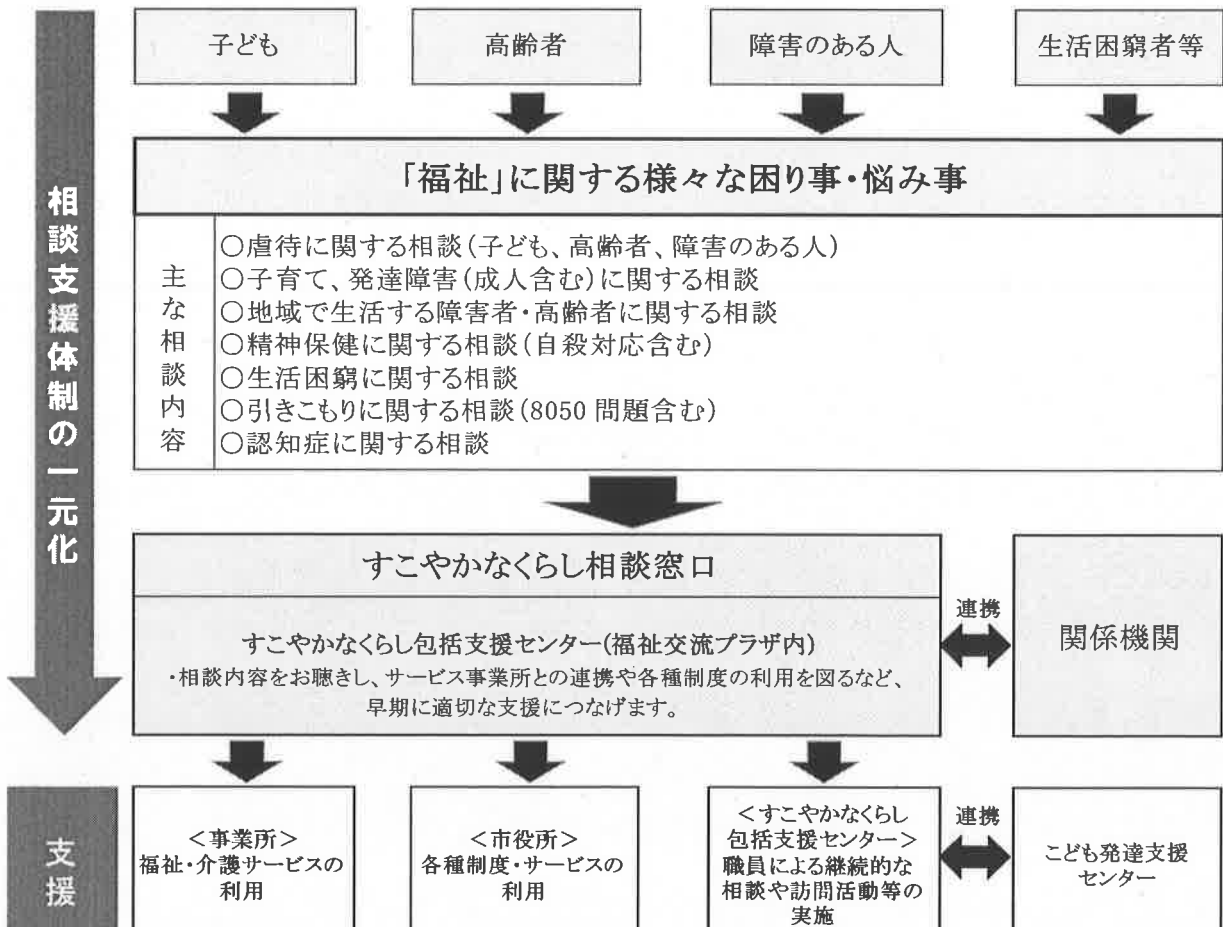
(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前																												
<p>(施設)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>すこやかにくらし包括支援センター</u> (追加)</p> <p>(2)~(14) 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>すこやかにくらし包括支援センター</u></td> <td rowspan="4">午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>図書室 顕彰コーナー</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第6条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>すこやかな</u></td> <td>日曜日、土曜日、国民の</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	<u>すこやかにくらし包括支援センター</u>	午前8時30分から午後5時15分まで	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援センター	図書室 顕彰コーナー	(略)		施設名	休館日	<u>すこやかな</u>	日曜日、土曜日、国民の	<p>(施設)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)~(13) 略</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td rowspan="4">午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td><u>基幹相談支援センター</u></td> </tr> <tr> <td>こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>図書室 顕彰コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第6条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>日曜日、土曜日、国民の</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	_____	午前8時30分から午後5時15分まで	_____	<u>基幹相談支援センター</u>	こども発達支援センター	図書室 顕彰コーナー		(略)		施設名	休館日	_____	日曜日、土曜日、国民の
施設名	利用時間																												
<u>すこやかにくらし包括支援センター</u>	午前8時30分から午後5時15分まで																												
<u>基幹相談支援センター</u>																													
こども発達支援センター																													
図書室 顕彰コーナー																													
(略)																													
施設名	休館日																												
<u>すこやかな</u>	日曜日、土曜日、国民の																												
施設名	利用時間																												
_____	午前8時30分から午後5時15分まで																												

<u>基幹相談支援センター</u>																													
こども発達支援センター																													
図書室 顕彰コーナー																													
(略)																													
施設名	休館日																												
_____	日曜日、土曜日、国民の																												

改 正 案		改 正 前	
くらし包括 支援センタ ー 基幹相談支 援センター こども発達 支援センタ ー 病後児保育 室 (略)	祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号） に規定する休日（以下 「休日」という。）及び 12月29日から翌年1 月3日まで	_____ _____ _____ _____ 基幹相談支 援センター こども発達 支援センタ ー 病後児保育 室 (略)	祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号） に規定する休日（以下 「休日」という。）及び 12月29日から翌年1 月3日まで

5 相談支援の流れ



6 「子どものすこやかな育ち」に向けた機能強化について

すこやかなくらし包括支援センターの福祉交流プラザへの移転にあわせて、「子どものすこやかな育ち」に向けた機能強化を図る。

(1) 発達・療育相談の強化

ア 子どもの発達等の相談をすこやかなくらし包括支援センターの「子どもの育ちに関する総合相談窓口」に一本化し、児童発達支援専門員等が子育てに不安を抱

える保護者から聴き取りを行い、状況に応じて、こども発達支援センターや庁内関係課、関係事業者へつなぐことにより、速やかな支援につなげる。

イ 家庭支援が必要なケースや緊急対応を要するケース等において、社会福祉士や臨床心理士等の多職種の専門職が即座に応援支援に入る。

ウ 障害のある児童に対する支援を拡充するため、国の制度に基づく児童発達支援事業を新たに実施し、就学前からの伴走体制を整える。

エ 乳幼児健康診査等において把握した支援が必要な子どもの保護者に対し、早期にこども発達支援センターでの発達・療育相談を促すとともに、児童の成長記録や支援の経過を記した相談支援ファイルの積極的な活用を勧め、支援機関とともに継続的な支援を行う。

(2) 児童虐待予防の強化

ア 発達障害等で育てづらさを感じるケースや養育力に不安のあるケースの相談には、児童虐待担当職員が同席し、虐待の予防と早期発見の強化を図る。

イ 要保護児童等の状況確認及び保護者との面談の機会を増やし、虐待の予防と早期解消に向けた対応を強化する。

ウ 特定妊婦の把握と支援に努め、健康づくり推進課を始め健康福祉部の関係課が連携して関わることにより、虐待予防の強化を図る。

(3) 保育園等就園児童に対する支援強化

ア 保育園等就園児童に対する支援として、私立を含めた市内全園を対象に巡回相談を拡充する。加えて、既にこども発達支援センターを利用している児童の訪問支援を強化する。

イ 保育園等から寄せられる児童や保護者等の相談情報をすこやかにくらし包括支援センター及びこども発達支援センター間で速やかに情報共有し、支援につなげる。

(4) 切れ目のない支援体制の強化

ア すこやかにくらし包括支援センター及びこども発達支援センターの業務の可視化を進め、妊娠期から就学前、就学後支援へのつなぎを行い、切れ目のない支援体制を強化する。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第41号
提 出 課	福祉課

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月からの消費税率の引上げを受け、くるみ家族園の利用料金の上限額などを改定するもの

2 改正内容

(1) 浴場の利用料金の上限額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分			単 位	現 行	改定後
浴場	団体(20人以上)	一般	1人につき	330円	340円

(2) 和室及び多目的ホールの利用料金の上限額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行		改定後	
			9:00~18:00	18:00~21:00	9:00~18:00	18:00~21:00
和室	大広間	1時間につき	340円	680円	350円	700円
	茶室		170円	310円	170円	320円
多目的ホール	380円		720円	380円	740円	

(3) フットサル場の利用料金の上限額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分	単 位	現 行	改定後
フットサル場	1面1時間につき	2,060円	2,100円

(4) 附属設備の利用料金に係る表を削る。(別表関係)

(5) (1)から(4)までの改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越リゾートセンターくるみ家族園条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前				
別表(第14条関係) (1) 浴場の利用料金				別表(第14条関係) (1) 浴場の利用料金				
浴場	個人	一般	1人につき	420円	個人	一般	1人につき	420円
		小・中学生		210円		小・中学生		210円
		生		340円		生		330円
	団体	一般	340円	団体	一般	330円		

改正案

(20人以上)	小・中学生	170円
---------	-------	------

備考 略

(2) 和室及び多目的ホールの利用料金

区分	単位	上限額	
		9:00~18:00	18:00~21:00
和室 大広間 茶室	1時間につき	350円	700円
		170円	320円
多目的ホール		380円	740円

備考 略

(3) テニスコート及びフットサル場の利用料金

区分	単位	上限額
テニスコート	1面1時間につき	210円
フットサル場		2,100円

備考 略



(削除)

改正前

(20人以上)	小・中学生	170円
---------	-------	------

備考 略

(2) 和室及び多目的ホールの利用料金

区分	単位	上限額	
		9:00~18:00	18:00~21:00
和室 大広間 茶室	1時間につき	340円	680円
		170円	310円
多目的ホール		380円	720円

備考 略

(3) テニスコート及びフットサル場の利用料金

区分	単位	上限額
テニスコート	1面1時間につき	210円
フットサル場		2,060円

備考 略

(4) 附属設備の利用料金

区分	単位	上限額
レーザーディスク		310円
カラオケセット		310円
多目的ホール音響設備	1式1時間につき	310円
フットサル用具		310円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第42号
提出課	福祉課

市民いこいの家条例の一部改正について

1 改正理由

本年10月の消費税率の引上げを受け、市民いこいの家の利用料金の上限額を改定するもの

2 改正内容

(1) 和室及び多目的室の利用料金の上限額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分		単 位	現 行		改 定 後	
			9:00～18:00	18:00～21:00	9:00～18:00	18:00～21:00
和 室	大広間	1 時 間 に つ き	780 円	1,290 円	800 円	1,320 円
	10 畳間		170 円	310 円	180 円	320 円
	7 畳間		170 円	310 円	180 円	320 円
	6 畳間		170 円	310 円	180 円	320 円
多目的室			510 円	1,020 円	520 円	1,040 円

(2) 浴場の利用料金の上限額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分			単 位	現 行	改 定 後
浴 場	個人	一般	1 人 に つ き	380 円	390 円
		小・中学生		160 円	170 円
	団体(20人 以上)	一般		300 円	310 円
		小・中学生		130 円	140 円

(3) (1)及び(2)の改正は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 市民いこいの家条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表(第14条関係)					別表(第14条関係)				
(1) 和室及び多目的室の利用料金					(1) 和室及び多目的室の利用料金				
区 分	単 位	上 限 額			区 分	単 位	上 限 額		
		9:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00				9:00 ~ 18:00	18:00 ~ 21:00	
	大広間	800 円	1,320 円		大広間	780 円	1,290 円		

改 正 案					改 正 前				
和室	10畳間	1 時 間 に つき	180円	320円	和室	10畳間	1 時 間 に つき	170円	310円
	7畳間		180円	320円		7畳間		170円	310円
	6畳間		180円	320円		6畳間		170円	310円
	多目的室		520円	1,040円		多目的室		510円	1,020円
備考 略					備考 略				
(2) 浴場の利用料金					(2) 浴場の利用料金				
区 分		単 位	上 限 額		区 分		単 位	上 限 額	
浴場	個人	一般	1 人 に つき	390 円	浴場	個人	一般	1 人 に つき	380 円
		小・中学生		170 円			小・中学生		160 円
	団体 (20 人以上)	一般		310 円		団体 (20 人以上)	一般		300 円
		小・中学生		140 円			小・中学生		130 円
備考 略					備考 略				

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 3 号
提 出 課	健康づくり推進課 地域医療推進室

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、上越地域医療センター病院における診療等に係る使用料及び手数料を改定するもの

2 改正内容

(1) 使用料を次のように改定する。(別表第 1 関係)

種 類	単 位	現 行	改定後
A 特別室使用料	1 日	4,320 円	4,400 円
B 特別室使用料	"	3,240 円	3,300 円
C 特別室使用料	"	2,160 円	2,200 円
D 特別室使用料	"	1,080 円	1,100 円
患者病衣使用料	"	65 円	66 円

(2) 手数料を次のように改定する。(別表第 2 関係)

種 類	単 位	現 行	改定後	
診 断 書、 証 明 書等	普通診断書	1 通	2,268 円	2,310 円
	複雑な診断書	"	4,212 円	4,290 円
	死亡診断書	"	3,672 円	3,740 円
	老人ホーム入所診断書	"	3,240 円	3,300 円
	福祉関係診断書	"	5,400 円	5,500 円
	交通事故関係診断書	"	5,400 円	5,500 円
	簡易な証明書	"	1,080 円	1,100 円
	複雑な証明書	"	3,132 円	3,190 円
	身体検査書	"	2,592 円	2,640 円
	生命保険に係る診断書、証明書等	"	5,400 円	5,500 円
死体検案書	"	10,800 円	11,000 円	
死後処置	1 件	4,752 円	4,840 円	
委託契約による予防接種	1 回	委託契約金額	委託契約金額	
その他の予防接種	"	初診料、注射料及び薬剤料に係る保険点数に 10 円 80 銭を乗じて得た額	初診料、注射料及び薬剤料に係る保険点数に 11 円を乗じて得た額 (当該	

	(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)	額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
--	---------------------------------	------------------------------

- (3) (1)及び(2) (診断書、証明書等の項を除く。)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)
- (4) (2)の診断書、証明書等の項の改正は、施行日以後に交付する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例によることとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

平成31年10月1日

4 上越市病院事業の設置等に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表第1 (第15条関係)				別表第1 (第15条関係)			
	種 類	単 位	金 額		種 類	単 位	金 額
	A 特別室使用料	1 日	4,400 円		A 特別室使用料	1 日	4,320 円
	B 特別室使用料	"	3,300 円		B 特別室使用料	"	3,240 円
	C 特別室使用料	"	2,200 円		C 特別室使用料	"	2,160 円
	D 特別室使用料	"	1,100 円		D 特別室使用料	"	1,080 円
	患者病衣使用料	"	66 円		患者病衣使用料	"	65 円
備考 略				備考 略			
別表第2 (第15条関係)				別表第2 (第15条関係)			
	種 類	単 位	金 額		種 類	単 位	金 額
診断書、 証明書等	普通診断書	1 通	2,310 円	診断書、 証明書等	普通診断書	1 通	2,268 円
	複雑な診断書	"	4,290 円		複雑な診断書	"	4,212 円
	死亡診断書	"	3,740 円		死亡診断書	"	3,672 円
	老人ホーム 入所診断書	"	3,300 円		老人ホーム 入所診断書	"	3,240 円
	福祉関係診 断書	"	5,500 円		福祉関係診 断書	"	5,400 円
	交通事故関 係診断書	"	5,500 円		交通事故関 係診断書	"	5,400 円
	簡易な証明 書	"	1,100 円		簡易な証明 書	"	1,080 円
	複雑な証明 書	"	3,190 円		複雑な証明 書	"	3,132 円
	身体検査書	"	2,640 円		身体検査書	"	2,592 円

改 正 案			改 正 前				
	生命保険に係る診断書、証明書等	”	5,500円		生命保険に係る診断書、証明書等	”	5,400円
	死体検案書	”	11,000円		死体検案書	”	10,800円
	死後処置	1件	4,840円		死後処置	1件	4,752円
	委託契約による予防接種	1回	委託契約金額		委託契約による予防接種	1回	委託契約金額
	その他の予防接種	”	初診料、注射料及び薬剤料に係る保険点数に11円を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）		その他の予防接種	”	初診料、注射料及び薬剤料に係る保険点数に10円80銭を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
備考 略			備考 略				

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 4 号
提 出 課	健康づくり推進課 地域医療推進室

上越市国民健康保険診療所条例の一部改正について

1 改正理由

本年 10 月からの消費税率の引上げを受け、国民健康保険診療所における診療等に係る手数料を改定するもの

2 改正内容

(1) 手数料の額を次のとおり改定する。(別表関係)

区 分	単 位	現 行	改定後
普通診断書	1 通	2,268 円	2,310 円
複雑な診断書		4,212 円	4,290 円
死亡診断書		3,672 円	3,740 円
老人ホーム入所診断書		3,240 円	3,300 円
福祉関係診断書		5,400 円	5,500 円
交通事故関係診断書		5,400 円	5,500 円
簡易な証明書		1,080 円	1,100 円
複雑な証明書		3,132 円	3,190 円
身体検査書		2,592 円	2,640 円
生命保険に係る診断書、証明書等		5,400 円	5,500 円
死体検案書		10,800 円	11,000 円
死後処置	1 件	4,752 円	4,840 円

(2) (1) (死後処置の項を除く。)の改正は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例によることとする。(附則第 2 項関係)

(3) (1)の死後処置の項の改正は、施行日以後の死後処置に係る手数料について適用し、施行日前の死後処置に係る手数料については、なお従前の例によることとする。(附則第 3 項関係)

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

4 上越市国民健康保険診療所条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
普通診断書	1 通	2,310 円	普通診断書	1 通	2,268 円
複雑な診断書		4,290 円	複雑な診断書		4,212 円
死亡診断書		3,740 円	死亡診断書		3,672 円
老人ホーム入所診断書		3,300 円	老人ホーム入所診断書		3,240 円
福祉関係診断書		5,500 円	福祉関係診断書		5,400 円
交通事故関係診断書		5,500 円	交通事故関係診断書		5,400 円
簡易な証明書		1,100 円	簡易な証明書		1,080 円
複雑な証明書		3,190 円	複雑な証明書		3,132 円
身体検査書		2,640 円	身体検査書		2,592 円
生命保険に係る診断書、証明書等		5,500 円	生命保険に係る診断書、証明書等		5,400 円
死体検案書		11,000 円	死体検案書		10,800 円
死後処置	1 件	4,840 円	死後処置	1 件	4,752 円
備考 略			備考 略		

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第67号
提出課	契約検査課・保育課

工事請負契約の締結について
 ((仮称) 名立区新保育園新築 工事)

- (1) 入札年月日 平成31年1月23日
- (2) 仮契約の相手方 高館・牛木 共同企業体
(上越市西本町2丁目1番5号)
- (3) 契約額 196,560,000円
(入札金額) (182,000,000円)
- (4) 予定価格 197,078,400円
(税抜価格) (182,480,000円)
- (5) 最低制限価格 178,768,080円
(税抜価格) (165,526,000円)
- (6) 工期 契約締結の日から平成32年1月9日まで
- (7) 入札方法 制限付き一般競争入札
- (8) 入札結果

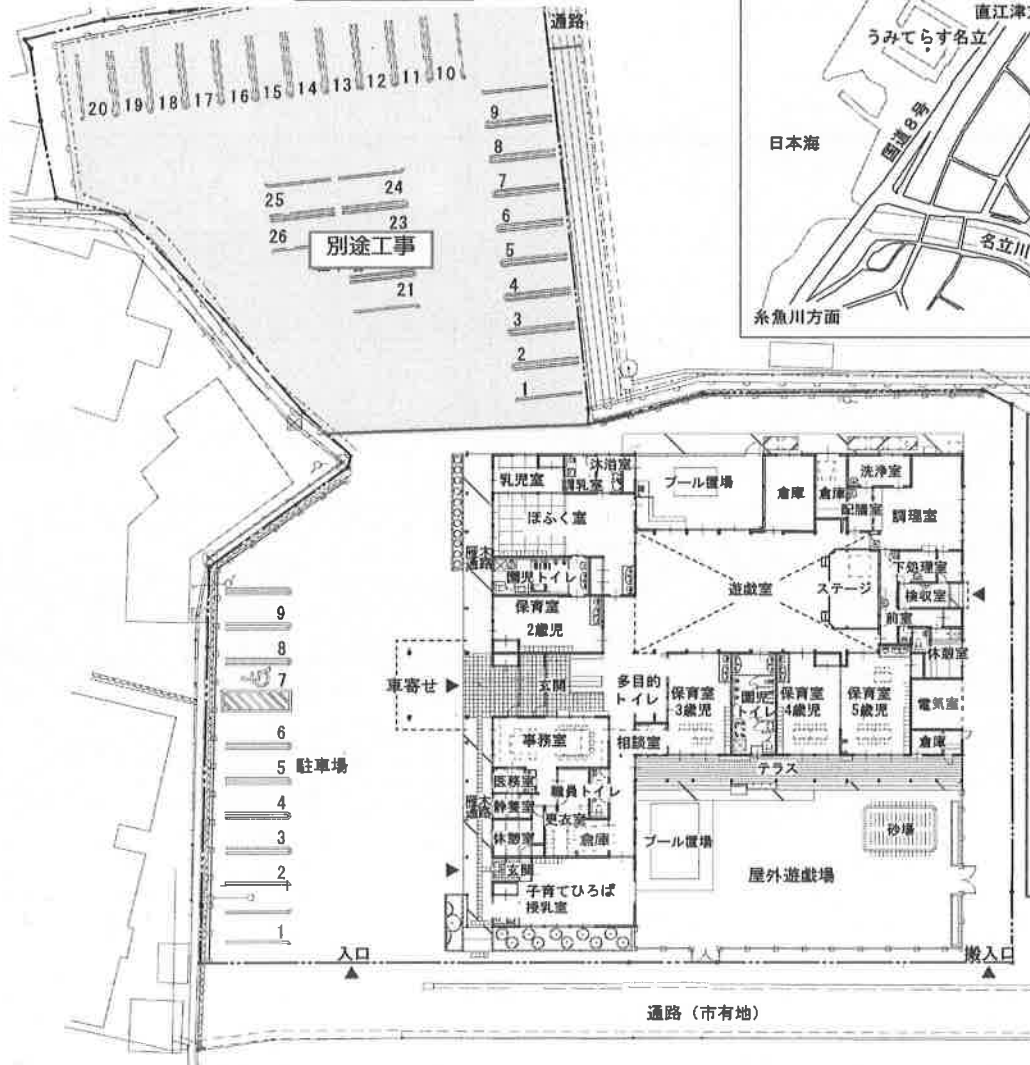
	入札者		入札金額(円)	
1	高館・牛木	共同企業体	182,000,000	○
2	大島・相村	共同企業体	188,000,000	
3	田辺建設・頸城建工	共同企業体	194,400,000	
4	田中・大栄	共同企業体	195,000,000	
5	中田・サトウ	特定共同企業体	197,800,000	

(仮称)名立区新保育園 パース・配置図



配置・平面図 S=N0 SCALE

付近案内図



工事概要

園舎
木造平屋建て
建築面積：905.74㎡
延床面積：772.83㎡
外壁：杉下目板張り
モルタル塗り
ステンレス鋼板
屋根：ステンレス鋼板
仕上げ葺き

外構
駐車場舗装 園庭 植栽
舗装面積：884㎡
フェンス：30.9m



所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第1号
提出課	福祉課

歳出科目 (P166~P167)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉協議会費	40,483	40,578	△95

主な財源		主な経費	
一般財源	40,483	負担金補助及び交付金	40,483

【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動を支援し、当市の地域福祉を推進する。

【実施内容】

(1) 社会福祉協議会補助金 17,325

上越市社会福祉協議会の地域福祉活動に係る経費の一部を補助する。

※福祉活動専門員の設置に対し措置される、前年度の普通交付税の基準財政需要額をもって当該年度の補助金として交付するもの

- ・平成28年度…17,806
- ・平成29年度…17,057
- ・平成30年度…16,747
- ・平成31年度…17,325

(2) やすづか学園運営費補助金 18,000

いじめや不登校で悩んでいる小学4年生から中学3年生までの児童、生徒を対象とするフリースクール「やすづか学園」の運営に係る経費の一部を補助する。

<在籍（在学）者数等>

（平成31年2月1日現在）

学年	人数（人）			出身地（人）
	男	女	計	
小学5年	1	1	2	県内（2）※うち上越市（2）
中学2年	4	0	4	県内（1） 県外（3）
中学3年	1	2	3	県内（3）※うち上越市（3）
合計	6	3	9	県内（6）※うち上越市（5） 県外（3）

(3) 権利擁護事業補助金 5,158

権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的・精神に障害のある要支援者で、金銭管理などの判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等の支援を行う。

・法人後見事業

成年後見制度において、親族による後見や個人による第三者後見が見込めない事案を受任するほか、成年後見制度についての啓発を行う。

歳出科目 (P166～P167)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
民生委員・児童委員活動費	26,874	26,599	275

主な財源		主な経費	
県支出金	4	報償費	24,314
一般財源	26,870	旅費	64
		需用費	185
		役務費	448
		負担金補助及び交付金	1,863

【目的】

地域住民の身近な相談相手であり関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援し、要配慮者を始め支援を必要とする市民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

【31年度目標】

民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域住民の身近な相談相手、関係機関とのつなぎ役として安定した活動が実践できるよう研修会の開催等を行うとともに、欠員地区の解消に向けて、関係する町内会への働きかけと支援を行う。

【実施内容】

- (1) 一斉改選に伴う事務 420

3年に一度の一斉改選に伴い、民生委員推薦会の開催や退任委員への感謝状の贈呈等を行う。

- (2) 活動報償金 24,284

民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の相談役としての安定した活動を推進するため、活動に要する経費として支出する。

<活動報償金（年額）>

項目	地区協議会長	一般委員
上越市	62,200円	55,200円
新潟県	51,000円	51,000円
合計	113,200円	106,200円

- (3) 上越市民生委員児童委員協議会連合会への補助金 1,863

委員の資質向上と情報交換を図るため、連合会が実施する各種研修に係る経費の一部を補助金として交付する。

<積算基礎>

人数割@4,000円×437人+協議会割@5,000円×23地区

<主な研修>

- ・ブロック研修会 … 全6会場

複数の各地区民生委員児童委員協議会が合同で研修を行い、活動に役立つ知識や交流を深める。

- ・全体研修 … 年1回
外部講師を招き、広い視野を持って活動が行えるよう必要な知識を習得する。
- ・新任委員研修
一斉改選後の新任委員を対象に実施。市の福祉制度など、活動に必要な基礎的知識を習得する。

歳出科目 (P166~P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
要援護世帯除雪費助成事業	57,308	57,122	186

主な財源		主な経費	
一般財源	57,308	需用費	10
		役務費	1,537
		扶助費	55,761

【目的】

自らの力で除雪することが困難なひとり暮らし高齢者などの要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成することで、冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保と福祉の増進を図る。

【31年度目標】

平成29年度に親族要件の廃止と合わせ、助成対象となる除雪の範囲を見直したことによる利用実績を検証し、助成限度額等の見直しの必要性について検討を行う。

【実施内容】

(1) 対象世帯

区分	対象世帯
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者のみの世帯 ・60歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯員に寝たきり高齢者がいる世帯 ・65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきり高齢者と児童のみの世帯
ひとり暮らし高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上又は60歳以上の寝たきり高齢者の単身世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び65歳以上の高齢者のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と60歳以上の高齢者世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と児童のみの世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人のみの世帯
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童…18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人

(2) 対象としない世帯

次に該当する場合は、上記(1)の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・ 市民税所得割が課税の世帯
 - ・ 生活保護世帯（生活保護費で支給するため）
 - ・ 自己の労力で除雪ができると認められる世帯
 - ・ 冬期間に自宅が不在となる世帯
 - ・ 同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯
 - ・ 他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯
- ※上記の世帯であっても、特別な事情がある場合は個別の実態を把握した上で対象世帯とする。

(3) 助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額）

多雪区域 ※積雪深が2mを超える地域	その他の区域
65,600円	41,000円

(4) 助成世帯数、助成額

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度 (1月末現在実績)		平成 31 年度	
	多雪	その他	多雪	その他	多雪	その他
助成世帯数（世帯）	581	1,681	148	28	558	1,037
助成額（千円）	27,224	42,961	2,183	331	29,980	25,781
平均助成額（円）	46,857	25,557	14,750	11,821	53,728	24,861
助成世帯数（世帯）	2,262		176		1,595	
助成額（千円）	70,185		2,514		55,761	

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P168~P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民いこいの家管理運営費	15,218	18,658	△3,440

主な財源		主な経費	
一般財源	15,218	需用費	641
		委託料	14,577

【目的】

家族やグループが心身のリフレッシュと健康増進を図る目的で、気軽に利用できる憩いの場を提供するため、施設の円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理を行う。

【31年度目標】

年間利用者数 57,500人

(28年度：55,652人、29年度：53,265人、30年度見込み：54,000人)

【実施内容】

- (1) 指定管理者
株式会社 新潟ビルサービス (指定期間：平成31年4月1日～平成34年3月31日)
- (2) 業務内容
施設及び設備の維持管理並びに利用の承認

【施設の概要】

- (1) 所在地
上越市石橋1丁目1番3号 (平成6年4月開設)
- (2) 構造等
鉄骨造一部2階建 延床面積 1,072.84㎡
- (3) 施設内容
和室、多目的室、浴場など

歳出科目 (P168～P169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護観察費	2,122	2,122	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,122	負担金補助及び交付金	2,122

【目的】

社会奉仕の精神で更生保護活動を行う上越地区保護司会と更生保護女性会に対し、支援を行うことにより、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を図る。

【実施内容】

<団体の概要>

(1) 上越地区保護司会 1,970

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員（無報酬）
- ・保護司現員数 77 人、保護観察件数 50 件（いずれも平成 31 年 1 月 1 日現在）
- ・「更生保護サポートセンター」を福祉交流プラザ内に開設し、保護観察対象者等への面接場所の提供のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動の発展と充実強化を図っている。

(2) 更生保護女性会 152

- ・女性の立場から、更生保護に取り組むボランティア団体
- ・犯罪や非行の防止、青少年の健全育成のための活動など幅広い活動に取り組んでいる。
- ・平成 30 年度会員数：363 人（平成 31 年 1 月 1 日現在）
- ・平成 31 年度は、新潟県更生保護女性連盟が主催する「新潟県更生保護女性の集い」を市民交流施設高田公園オーレンプラザで開催予定（平成 31 年 9 月）

歳出科目 (P168~P169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉総務管理費	24,979	24,444	535

主な財源		主な経費	
国庫支出金	718	報酬	16,666
県支出金	360	需用費	1,783
一般財源	23,901	共済費	2,600
		役務費	290
		旅費	881
		委託料	2,347

【目的】

誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、市民が相談しやすいよう福祉総合窓口センターを設置するとともに、事業の効率的な運営を推進する。

【実施内容】

(1) 窓口相談業務の委託 2,347

木田庁舎の福祉総合窓口センターに手話通訳ができる福祉相談員 1 人を配置することで、聴覚に障害のある人の相談に常時対応できる体制を整えるとともに、身体障害者手帳等の申請・受付業務等の福祉に関する相談業務を行う。

(2) 非常勤一般職の配置 (12 人) 20,021

福祉総合窓口センター等に福祉相談員 4 人及び各種福祉業務の事務職 8 人を配置する。

[新] (3) 地域福祉計画についての講演会の開催 27

平成 30 年度に策定する「地域福祉計画」に基づき、子どもから高齢者、障害のある人も包含する「上越市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、本計画の趣旨を説明するとともに、地域における「自助」及び「互助」を強化するための講演会を開催し、地域住民等の意識の醸成及び地域における主体的な活動の促進を図る。

(4) 「上越市のふくし」の作成

健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越市のふくし (平成 31 年版)」を 10 月に発行する。

(5) 庁用車 (5 台) の管理 1,732

燃料費、修繕料、手数料、保険料、有料道路使用料、自動車重量税

(6) 上越市社会福祉施設整備基金

- ・平成 30 年度末現在高 429,175,789 円 (見込み)
- ・平成 30 年 7 月 30 日発行の神奈川県第 37 回 20 年公募公債を購入
- ・基金の運用利子については、社会福祉施設の整備費用に充当する。

※平成 31 年度は、3 款 2 項 2 目の公立保育所施設整備事業に充当 (1,644 千円)

上越市版地域包括ケアシステム（イメージ）



相談・生活支援

- ・ 複雑・多様化する相談にワンストップで対応する機関が地域にある。
- ・ 相談から支援への橋渡しが着実に行われるよう、システム化されている。
- ・ 個人の状況に応じて適切に対応できる各種福祉サービスが整っている。

【関連する主な基本施策】

- ・ 1-(1)きめ細かい相談・支援体制の強化
- ・ 3-(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・ 3-(2)情報提供体制の充実と情報入手に係る支援



健康増進

- ・ 自分で健康を維持・増進していくために、健診を受け、健診結果に合わせた良好な生活習慣が実践されている。
- ・ 健診結果を活用した保健指導や生活習慣病の重症化リスクのある人に対し、継続的な訪問等の支援が行われている。

【関連する主な基本施策】

- ・ 1-(3)健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進



子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域ですこやかに暮らすために、地域に想いをもちながら、自分のできることから始めてみましょう

【関連する主な基本施策】

- ・ 2-(1)個性や多様性を認め合う市民意識の向上
- ・ 1-(5)権利擁護の推進



生きがい・居場所

- ・ 子どもから高齢者まで、地域で気軽に集える場所があり、気軽に交流できる環境が整っている。
- ・ 地域で支援が必要な人の状況を理解し、見守る体制が構築されている。
- ・ 地域において、隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている。

【関連する主な基本施策】

- ・ 1-(2)地域における見守り活動の充実
- ・ 1-(4)生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進
- ・ 2-(2)地域福祉活動の促進
- ・ 2-(3)地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築



医療・介護

- ・ 市内の病院や診療所等との地域医療連携体制が充実し、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている。
- ・ 個人の状況に応じて適切な介護保険サービスが提供されている。また、サービス提供事業所において、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方が提供されている。

【関連する主な基本施策】

- ・ 3-(1)個人に寄り添った福祉サービスの提供
- ・ 3-(3)安心して暮らせる環境の整備

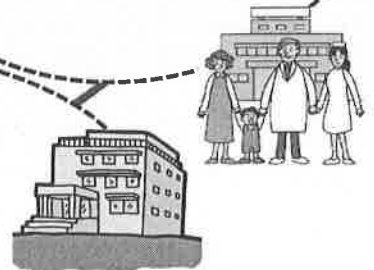


住まい

- ・ 自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している。

【関連する主な基本施策】

- ・ 3-(3)安心して暮らせる環境の整備



「地域包括ケアシステム」（厚生労働省）
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/) を加工して当市で作成

「関連する主な基本施策」においては、基本目標及び基本施策の項目に係る番号を冒頭に付しています。
例：基本目標1の(1)きめ細かい相談・支援体制の強化
⇒1-(1)と表記

歳出科目 (P168~P169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉業務管理システム開発・運営費	5,781	11,009	△5,228

主な財源		主な経費	
一般財源	5,781	使用料及び賃借料	5,781

【目的】

各種福祉サービス利用者の情報を上越市福祉業務管理システムで一元管理することにより、情報を共有し、利用者の手続きの簡素化と事務処理の迅速化を進め、市民の利便性の向上を図る。

【実施内容】

- (1) 生活保護システムの賃借料 5,757
 - ・契約期間：平成 30 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで (60 か月)

- (2) レセプトオンラインシステム回線使用料 24
 - ・概要
 - 社会保険診療報酬支払基金からレセプトデータを取得するためのシステム回線使用料
 - ・データの取得が必要な業務
 - 重度心身障害者医療費助成制度 (福祉課)
 - 子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度 (こども課)

歳出科目 (P168～P169)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活困窮者自立支援事業	28,346	36,138	△7,792

主な財源		主な経費	
国庫支出金	18,760	旅費	11
一般財源	9,586	委託料	27,817
		扶助費	518

【目的】

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。あわせて、生活困窮者が困窮状態から早期に自立できるよう、住居確保給付金の支給や就労支援を行う。

【31年度目標】

一人ひとりに寄り添った相談支援を行うとともに、福祉、就労等の関係機関との連携を図り、生活困窮者の孤立の防止や早期自立等を支援する。

○生活困窮者自立支援事業 27,828

【実施内容】

(1) 対象者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

(2) 実施事業

事業名	事業内容	補助率
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等	3/4
就労準備支援事業	生活習慣の形成(生活自立支援)、コミュニケーション能力の形成(社会自立支援)、ハローワークへの同行支援(就労自立支援)	2/3
家計相談支援事業	家計の再建に向けた収支バランスの診断や助言、債務整理方法の検討や法律専門家への同行支援	1/2
一時生活支援事業	住居が無い急迫した相談者を一時的に住まわせる宿泊場所を確保	2/3

(3) 実施方法 外部委託による。

○住居確保給付費 518

【実施内容】

- (1) 対象者 離職等により、住居を失った又は失うおそれのある人
- (2) 要件 離職後2年以内かつ65歳未満で、一定の収入額以下の人等
- (3) 事業内容 求職活動期間における住宅維持のための家賃を支給するとともに就職活動の支援を行う
- (4) 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額(例：単身世帯32,000円)
- (5) 支給期間 3か月(一定の条件のもと最長9か月まで受給可能)

歳出科目 (P168~P171)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
かきざき福祉センター管理運営費	4,839	4,432	407

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	493	需用費	1,686
諸収入	42	役務費	33
一般財源	4,304	委託料	2,924
		使用料及び賃借料	196

【目的】

柿崎区における各種福祉団体等の活動の拠点として、市民の健康増進と福祉の向上を図るためのサービスを提供するとともに、適切に施設設備の維持管理を行う。

【31 年度目標】

年間利用者数 14,500 人

(28 年度：15,146 人、29 年度：13,501 人、30 年度見込み：14,000 人)

【実施内容】

- (1) 運営管理
施設の利用受付、承認
- (2) 維持管理
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他
介護予防事業における通いの場として活用

【施設の概要】

- (1) 所在地
上越市柿崎区柿崎 558 番地 1 (平成 16 年 12 月開設)
- (2) 構造等
木造一部 2 階建 延床面積 776.76 m²
- (3) 施設内容
生きがい支援室 (機能訓練室)、会議室、子育て支援室、ボランティア研修室など
- (4) その他
平成 27 年度から直営施設として維持管理

歳出科目 (P170～P171)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉交流プラザ管理運営費	39,436	53,799	△14,363

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,400	報酬	1,244
財産収入	232	共済費	214
諸収入	935	需用費	13,599
一般財源	35,869	役員費	2,040
		委託料	20,579
		使用料及び賃借料	1,591

【目的】

福祉の交流拠点施設として、障害のある人を含む子どもから高齢者の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民が集い交流する場を提供することにより、互いに支え合いながら自立した社会生活を営み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実感できるように円滑な運営を図る。

【実施内容】

- (1) 運営管理 13,261
施設の利用受付、承認、館内事業所連絡会議
- (2) 維持管理 26,135
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他 40
館内事業者で組織する実行委員会による「ふれあいフェスタ」を実施し、障害のある人等との交流を深めるとともに、施設の利用促進を図る。

【施設の概要】

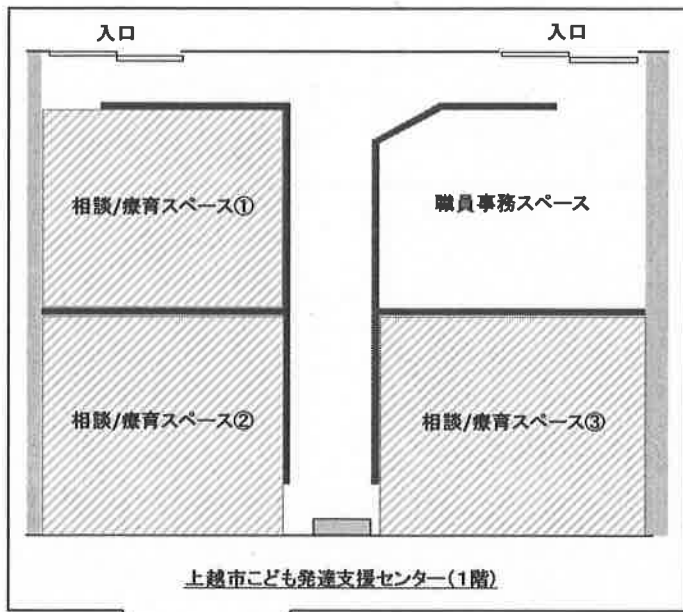
- (1) 所在地
上越市寺町2丁目20番1号
- (2) 構造等
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建（一部2階建）
建築面積 3,111.45㎡、延床面積 6,317.60㎡
- (3) 敷地面積
21,444.84㎡




【福祉拠点としての機能強化】

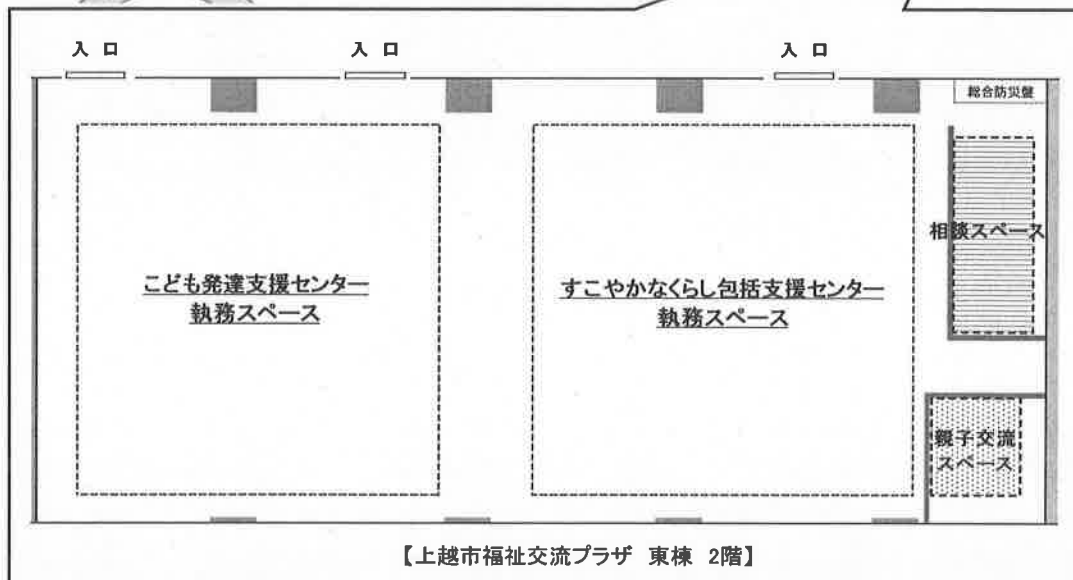
上越市社会福祉協議会が本年3月末に木田新田に所在する総合福祉センターへ本部等の機能を移転することに伴い、現在、同協議会が占有している執務スペースに、市が設置しているこども発達支援センターの執務室を移転するとともに、すこやかなくらし包括支援センターを木田庁舎から移転し、健康福祉分野に係る相談機能を集約する中、障害のある人を含む子どもから高齢者までの切れ目のない支援体制の強化を図る。

あわせて、現在のこども発達支援センターの執務室は、児童発達支援事業などの業務拡充と相談や療育を行うためのスペースとして活用する。

【福祉交流プラザ内見取図（予定）】



-  : 相談/療育スペース
-  : 相談スペース
-  : 親子交流スペース



提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P170~P171)	3款1項2目	国民年金費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	5,288	6,453	△1,165

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,288	報酬 3,882	需用費 98
		共済費 654	委託料 283
		旅費 224	使用料及び賃借料 92

【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の方などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む。）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<第1号被保険者数の推移>

(単位：人)

区分	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末
第1号被保険者数	16,674	15,788	15,209